

「第41款 削除

第42款 削除

を

」

「第41款 富山県創業支援センター（第 215条・第 216条）

に改める。

第42款 富山県創業・移住促進住宅（第 217条・第 218条）」

第6条第1項の表以外の部分中「及び班」を削り、同項の表中

「

係及び班

」を

「

係

」に改め、同表危機管理局

の項中「地域防災班」を「地域防災係」に改め、同表交通政策局の項を次のように改める。

交通政策局	航空政策課	航空政策係 航空路線利用促進係 空港施設係 空港 コンセッション導入準備係
-------	-------	--

第6条第1項の表経営管理部の項中「政策法務班」を「政策法務係」に改め、

「県有施設総合管理推進班」を削り、同表生活環境文化部の項中

生活環境文 化部	県民生活課 文化振興課 スポーツ振興 課	県民協働係 暮らし安全班 水雪土地対策班 振興係 芸術文化係 スポーツ活性化係 地域スポーツ係 競技スポーツ係 富山マラソン推進班 武道館等整備班
-------------	-------------------------------	--

を

生活環境文 化部	県民生活課 スポーツ振興 課	県民協働係 暮らし安全係 水雪土地対策係 スポーツ活性化係 地域スポーツ係 競技スポーツ係 富山マラソン推進係
-------------	----------------------	---

に、「廃棄物対策班」を「廃棄物対策係」に改め、同表厚生部の項中「医療保険班」を「医療保険係」に、「地域包括ケア推進班」を「地域包括ケア推進係」に、「医療政策班 医師・看護職員確保対策班」を「医療政策係 医師・看護職員確保対策係」に、「くすりコンソーシアム推進班」を「くすりコンソーシアム推進係」に改め、同表商工労働部の項を次のように改める。

商工労働部	商工企画課	管理係 企画係 新産業創出係 デザイン・クリエイティブ産業振興係
	立地通商課	企業誘致係 物流通商係
	労働政策課	労政係 人材育成係 雇用推進係

第6条第1項の表農林水産部の項中「企画班」を「企画係」に、「団体指導検査班」を「団体指導検査係」に、「研究普及・スマート農業振興班 畜産振興班」を「研究普及・スマート農業振興係 畜産振興係」に、「中山間農業振興班」を「中山間農業振興係」に、「森林整備班 森づくり推進班」を「森林整備係 森づくり推進係」に、「水産班」を「水産係」に改め、同表土木部の項中「開発班」を「開発係」に、「区画整理・公園係 下水道班 新幹線・駅周辺整備班」を「公園緑地係 下水道係 新幹線・駅周辺整備係」に、「住みよいまちづくり班」を「住みよいまちづくり係」に、「営繕係」を「営繕第一係 営繕第二係」に改め、同条第2項中「観光振興室を」の次に「、交通政策局に地域交通・新幹線政策室を」を、「行政経営室を」の次に「、生活環境文化部に文化振興室を」を、「健康対策室を」の次に「、商工労働部に地域産業振興室を」を加え、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第2項の表以外の部分中「班」を「担当」に改め、同項の表中

係 及 び 班	を
会計検査班 工事検査班	

係及び担当	に改める。
会計検査担当 工事検査担当	

第8条の表中

危機管理局	防災・危機管理課
交通政策局	交通戦略企画課

を

危機管理局	防災・危機管理課
-------	----------

に改める。

第9条第2号中「総合調整」の次に「及び評価」を加え、同条第5号中「総合的企画」を「総合的な企画」に改め、同条第6号から第12号までを次のように改める。

- (6) 議会に対する主要施策の報告に関する事。
- (7) 持続可能な開発目標（SDGs）に関する事。
- (8) ウェルビーイングの推進に関する事。
- (9) 民間活力の導入、規制緩和及び特区制度の推進に関する事。
- (10) カーボンニュートラルの推進に関する事。
- (11) 令和6年能登半島地震による災害からの復旧・復興に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事。
- (12) その他特に知事から命ぜられた事項に関する事。

第9条第13号を削る。

第12条の6の見出し及び同条各号列記以外の部分中「交通戦略企画課」を「地域交通・新幹線政策室」に改め、同条に次の3号を加える。

- (4) 広域交通対策に関する事。
- (5) 新幹線関連施策に関する事。
- (6) 城端線・氷見線の再構築に関する事。

第12条の7を削り、第12条の8を第12条の7とする。

第13条第12号中「職員研修所」を「職員キャリア開発支援センター」に改める。

第14条の2中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第7号までを3号ずつ繰り上げ、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 行政改革に関する事。
- (6) 県有施設の総合的な維持及び管理に関する事。

第14条の2中第8号を削り、第9号を第7号とする。

第18条第8号を削る。

第24条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「文化振興課」を「文化振興室」に改め、同条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 文化観光に関する事。

第34条第14号中「女性保護」を「女性の福祉」に改め、同条第15号中「女性相談

センター」を「女性相談支援センター」に改める。

第42条第10号を削る。

第42条の2に次の1号を加える。

(7) 薬事総合研究開発センターに関する事。

第43条第2号中「地域産業支援課」を「地域産業振興室」に改める。

第44条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「地域産業支援課」を「地域産業振興室」に改め、同条中第16号を第19号とし、第15号の次に次の3号を加える。

(16) 創業の促進及びスタートアップの支援に関する事。

(17) 富山県創業支援センターに関する事。

(18) 富山県創業・移住促進住宅に関する事。

第71条第12号中「の建設に係る」を「に係る施設の」に改め、同条第14号中「高岡駅及び新幹線駅」を削る。

第78条に次の1項を加える。

4 交通政策局においては、交通政策局長の指定する職員が、交通政策局内及び他の部局等との連絡調整等の事務を処理する。

第79条の表富山県本人確認情報保護審議会の項を次のように改める。

富山県本人確認情報保護審議会	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項（同法第30条の44の12において準用する場合を含む。）の規定により次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議する事務 (1) 住民基本台帳法の規定によりその権限に属する事項 (2) 住民基本台帳法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項 (3) 住民基本台帳法第30条の41第1項の規定による通知に係る附票本人確認情報の保護に関する事項	ワンチームとやま推進室
----------------	---	-------------

第79条の表富山県文化審議会の項及び高志の国文学館運営委員会の項中「文化振興課」を「文化振興室」に改め、同表富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する

る県民会議の項、富山県中小企業調停審議会の項及び富山県大規模小売店舗立地審議会の項中「地域産業支援課」を「地域産業振興室」に改める。

第80条第1号を次のように改める。

(1) 県民共生センター

第80条第1号の2及び第1号の3を削り、同条第4号を次のように改める。

(4) 職員キャリア開発支援センター

第80条第19号を次のように改める。

(19) 女性相談支援センター

第80条第41号及び第42号を次のように改める。

(41) 富山県創業支援センター

(42) 富山県創業・移住促進住宅

第4章第2節第1款を次のように改める。

第1款 県民共生センター

(所掌事務)

第81条 県民共生センターは、男女の人権が尊重され、豊かで活力のある社会を実現するための男女共同参画の推進に関する相談、情報の収集及び提供、調査研究等の事務をつかさどる。

(名称及び位置)

第82条 県民共生センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県民共生センター	富山市

第1款の2及び第1款の3を削る。

第4章第2節第4款を次のように改める。

第4款 職員キャリア開発支援センター

(所掌事務)

第89条 職員キャリア開発支援センターは、職員の研修所研修の実施、研修についての研究、キャリア開発に係る相談対応、その他のキャリア開発支援に関する事務をつかさどる。

(名称及び位置)

第90条 職員キャリア開発支援センターの名称は、富山県職員キャリア開発支援センターとする。

2 職員キャリア開発支援センターに職員研修所及び職員キャリア相談室を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県職員研修所	富山市
富山県職員キャリア相談室	富山市

第4章第2節第19款の款名を次のように改める。

第19款 女性相談支援センター

第141条各号列記以外の部分中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第3項の規定による困難な問題を抱える女性への支援に関すること。

第142条の表以外の部分中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同条の表中「富山県女性相談センター」を「富山県女性相談支援センター」に改める。

第152条中「、日常生活の指導」を「並びに日常生活における基本的な動作」に、「付与」を「習得のための支援」に改める。

第156条第3号中「の指導、」を「における基本的な動作及び」に、「付与及び」を「習得のための支援並びに」に改め、同条第4号中「、医療型児童発達支援」を削る。

第182条の表中

「	緩和ケアセンター部	緩和ケア科	」
	遺伝診療部	遺伝診療科	
を			
「	緩和ケアセンター部	緩和ケア科	」
		がん相談支援センター	

遺伝診療部	遺伝診療科
アレルギーセンター 部	アレルギー治療 科

に改める。

第183条中第25項を第27項とし、第14項から第24項までを2項ずつ繰り下げ、第13項の次に次の2項を加える。

14 緩和ケアセンター部がん相談支援センターの分掌事務は、がん相談に関することとする。

15 アレルギーセンター部アレルギー治療科の分掌事務は、アレルギー治療に関することとする。

第4章第2節第41款及び第42款を次のように改める。

第41款 富山県創業支援センター

(所掌事務)

第215条 富山県創業支援センターは、県内における創業を支援するための環境を整備し、地域経済の活性化に寄与するための事務をつかさどる。

(名称及び位置)

第216条 富山県創業支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県創業支援センター	富山市

第42款 富山県創業・移住促進住宅

(所掌事務)

第217条 富山県創業・移住促進住宅は、県内での創業及び県外からの移住の促進に関する事務をつかさどる。

(名称及び位置)

第218条 富山県創業・移住促進住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県創業・移住促進住宅	富山市

第234条の21第1項第2号中「漁業資源」の次に「及び海洋環境」を加え、同条

第2項第1号中「栽培漁業」の次に「及び海面養殖」を加え、同項第2号中「栽培漁業技術」を「栽培漁業及び海面養殖技術」に改める。

第 295条第 1 項の表富山土木センターの項を次のように改める。

富山土木センター	企画管理課	総務班 業務班
	用地課	用地第一班 用地第二班 用地第三班
	管理検査課	
	建築課	
	道路維持課	道路維持第一班 道路維持第二班
	道路施設課	道路施設班 橋りょう保全班
	工務第一課	道路改良第一班 道路改良第二班 都市計 画班
	工務第二課	河川班 河川管理班 砂防班

第 296条第 1 項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条第13項中「第7項及び第11項」を「第9項及び第12項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「第7項及び第11項」を「第9項及び第12項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「第6項及び第7項」を「第8項及び第9項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第3号中「第9号から第12号まで」を「第8号から第11号まで」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を削り、同条第7項第6号中「工務第三課又は下水道課を設置する土木センター」を「富山土木センター及び高岡土木センター」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項第2号及び第3号中「（工務第三課を設置する土木センターの場合を除く。）」を削り、同項第4号中「前項」を「第5項」に、「施設管理課を設置する土木センターの場合を除く」を「新川土木センターの場合に限る」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 流域下水道の更新、維持、修繕及び災害復旧に関する事（富山土木センターの場合に限る。）。

第 296条中第 6 項を第 8 項とし、第 5 項の次に次の 2 項を加える。

- 6 土木センターの道路維持課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 道路の維持、修繕及び管理に関する事。

- (2) 道路の舗装に関すること。
 (3) 道路の災害復旧に関すること。

7 土木センターの道路施設課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 交通安全施設の整備に関すること。
 (2) 雪寒対策施設整備に関すること。
 (3) 軌道に関すること。
 (4) 橋りょう維持修繕事業に関すること。
 (5) 橋りょうの災害復旧に関すること。

第326条第1項の表中

観光振興室長	観光振興室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
行政経営室長	行政経営室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
こども家庭室長	こども家庭室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
健康対策室長	健康対策室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

を

観光振興室長	観光振興室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
地域交通・新幹線 政策室長	地域交通・新幹線政策室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
行政経営室長	行政経営室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
文化振興室長	文化振興室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
こども家庭室長	こども家庭室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
健康対策室長	健康対策室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
地域産業振興室長	地域産業振興室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

に改め、同表新型コロナウイルス対策監の項及び班長の項を削り、同表係長の項中「指揮監督する」の次に「（特命事項を担当する係長にあつては、特命事項をつかさどる。）」を加え、同表理事、参事、主幹、副主幹及び主査の項中「、副主幹及び主査」を「及び副主幹」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第79条の改正規定（同条の表富山県本人確認情報保護審議会の項に係る部分に限る。）は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる課又は出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室又は出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の課又は出先機関の名称	この規則の施行後の室又は出先機関の名称
交通政策局交通戦略企画課	交通政策局地域交通・新幹線政策室
交通政策局広域交通・新幹線政策課	交通政策局地域交通・新幹線政策室
生活環境文化部文化振興課	生活環境文化部文化振興室
商工労働部地域産業支援課	商工労働部地域産業振興室
職員研修所	職員キャリア開発支援センター
女性相談センター	女性相談支援センター

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課又は出先機関の主幹、副主幹、主任、技能主任、福祉指導員、主任教授、教授、助教授又は係長の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室又は出先機関の主幹、副主幹、主任、技能主任、福祉指導員、主任教授、教授、助教授又は係長の職を命ぜられたものとする。

（富山県文化審議会規則の一部改正）

- 4 富山県文化審議会規則（平成9年富山県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「生活環境文化部文化振興課」を「生活環境文化部文化振興室」に改める。

(富山県貸金業法施行規則の一部改正)

- 5 富山県貸金業法施行規則(昭和58年富山県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「商工労働部地域産業支援課」を「商工労働部地域産業振興室」に改める。

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づく職の指定に関する規則の一部改正)

- 6 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づく職の指定に関する規則(昭和41年富山県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第2号中「、班長」を削る。

(人事課)

富山県事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第7号

富山県事務委任規則の一部を改正する規則

富山県事務委任規則(昭和34年富山県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第29号ス中「第44条の7第9項」を「第44条の11第9項」に改め、同号ル及びレ中「第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項」を「第44条の3の5第6項及び第50条の6第6項」に改める。

第2条第29号中aをeとし、ろからんまでをaからdまでとし、同号れ中「第50条の4」を「第50条の7」に改め、同号れを同号んとし、同号る中「第50条の3第3項」を「第50条の6第3項」に改め、同号るを同号をとし、同号中りをれとし、同号れの次に次のように加える。

ろ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条の3第1項の規定により費用の負担を決定すること。

わ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条の4第1項の規定により療養費の支給を決定すること。

第2条第29号中らをとし、ぬからよまでをのからりまでとし、同号に中「第44条の3の3」を「第44条の3の6」に改め、同号にを同号ぬとし、同号な中「第44条の3の2第3項」を「第44条の3の5第3項」に改め、同号なを同号ぬとし、同号との次に次のように加える。

な 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3の2第1項の規定により費用の負担を決定すること。

に 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3の3第1項の規定により療養費の支給を決定すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第8号

富山県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（令和3年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

本則中「横田美香」を「佐藤一絵」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(人 事 課)

別表第1の1の表出先機関の長専決事項の欄第19号サ中「1億円」を「2億円」に改める。

別表第1の3の表土木センターの土木事務所長（以下「土木事務所長」という。）の専決事項の欄第9号キ中「1億円」を「2億円」に改める。

別表第2の1の表経営管理部人事課の項出先機関の長専決事項の欄中「職員研修所」を「職員キャリア開発支援センター」に、「研修所研修」を「職員のキャリア開発支援」に改め、同表経営管理部管財課の項部局長専決事項の欄第5号及び同項室課長専決事項の欄第4号中「普通財産（）」を「公有財産（）」に改め、同表生活環境文化部文化振興課の項中「文化振興課」を「文化振興室」に改め、同表厚生部健康対策室の項部局長専決事項の欄第1号中「感染症指定医療機関（）」の次に「第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び」を加え、同欄第5号中「第33条の7」を「第33条の6」に改め、同欄中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 精神保健福祉法第40条の6第1項の規定による改善計画の提出及び変更の命令並びに措置命令に関すること。

別表第2の1の表厚生部健康対策室の項室課長専決事項の欄第2号中「による」の次に「第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関、」を加え、同表商工労働部地域産業支援課の項中「地域産業支援課」を「地域産業振興室」に改め、同表農林水産部水産漁港課の項部局長専決事項の欄第6号から第10号までの規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同欄第11号中「漁港漁場整備法第41条」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律第67条」に改め、同項室課長専決事項の欄第7号及び第8号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表土木部管理課の項出先機関の長専決事項の欄第72号及び第73号を削り、同欄中第74号を第72号とし、第75号から第113号までを2号ずつ繰り上げ、同欄第114号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号を同欄第112号とし、同欄中第115号を第113号とし、第116号から第120号までを2号ずつ繰り上げ、同欄第121号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」

に改め、同号を同欄第119号とし、同欄中第122号を第120号とし、第123号から第139号まで2号ずつ繰り上げ、同表土木部都市計画課の項部局長専決事項の欄第15号中「許可の期間が1年以上のものに限る」を「室課長の専決事項に係るものを除く」に改め、同項室課長専決事項の欄第10号中「除き、」の次に「更新に係るもの又は」を加え、同表土木部建築住宅課の項室課長専決事項の欄第42号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表第2の8を同表の9とし、同表の3から7までを同表の4から8までとし、同表の2の次に次のように加える。

- 3 職員キャリア開発支援センターの職員研修所長（以下「職員研修所長」という。）の特定専決事項
研修所研修に関すること。

別表第3の(1)の表中

地方創生局長	課の所掌に属する事務	次長	主務課長	地方創生局長があらかじめ指定する職員
	ワンチームとやま推進室の所掌に属する事務	ワンチームとやま推進室長	主務課長	地方創生局長があらかじめ指定する職員
	観光振興室の所掌に属する事務	観光振興室長	主務課長	地方創生局長があらかじめ指定する職員

を

地方創生局長	課の所掌に属する事務	次長	主務課長	地方創生局長があらかじめ指定する職員
	ワンチームとやま推進室の所掌に属する事務	ワンチームとやま推進室長	主務課長	地方創生局長があらかじめ指定する職員
	観光振興室の	観光振興室長	主務課長	地方創生局長

	所掌に属する事務			があらかじめ指定する職員
交通政策局長	課の所掌に属する事務	次長	主務課長	交通政策局長があらかじめ指定する職員
	地域交通・新幹線政策室の所掌に属する事務	地域交通・新幹線政策室長	主務課長	交通政策局長があらかじめ指定する職員

に、「危機管理局長及び交通政策局長」を「及び危機管理局長」に、

課長	課長補佐を2人以上置く課	課長があらかじめ第1順位者として指定する課長補佐	課長があらかじめ第2順位者として指定する課長補佐	課長があらかじめ指定する職員
	課長補佐を1人置く課	課長補佐	主務係長（分室の所掌に属する事務にあつては、分室長）	
	班の所掌に属する事務	班長	課長があらかじめ指定する職員	

を

課長（特定事項を担当する課長（以下この項において「担当課長」という。）を除く。）	課長補佐を2人以上置く課	課長があらかじめ第1順位者として指定する課長補佐	課長があらかじめ第2順位者として指定する課長補佐	課長があらかじめ指定する職員
	課長補佐を1人置く課	課長補佐	主務係長（分室の所掌に属する事務にあつては、分室長）	
	担当課長が掌理する事務	担当課長	課長があらかじめ指定する職員	

に改める。

別表第3の(2)の表中

「職員研修所長		次長	主任教授	」
を				
「職員キャリア 開発支援セン ター所長		職員キャリア 開発支援セン ター所長があ らかじめ指定 する職員		」
職員研修所長		職員研修所次 長	職員研修所主 任教授	」

に、「女性相談センター所長」を「女性相談支援センター所長」に、

「総合デザイン センター所長		副所長		」
を				
「総合デザイン センター所長		副所長	所長があらか じめ指定する 職員	」

に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(人事課)

富山県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第2号

本 庁
出先機関

富山県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

富山県副知事の担当事務に関する規程（令和3年富山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「横田美香」を「佐藤一絵」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(人 事 課)
